

第日本 34 回日本被害者学会学術シンポジウムにおけるレジュメ

「パネリスト レジュメ」

沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー総括責任者

兼 (公社)沖縄被害者支援ゆいセンター

犯罪被害相談員 池原泰子

『沖縄における被害者支援の現場』から

はじめに (自己紹介をかねて)

○ 警察官当時の被害者支援

初期対応 ～ 毎日発生する現象事案への対応 (緊急性・重大性・予防・検挙等)

人事異動等により、継続的支援が困難

※ゆいセンター事務局長に着任して

ゆいセンターにも、被害者から各種相談が寄せられて現状を知る。

被害者支援に特化した専門的知識を有する相談員が、中・長期支援を実施。

1 (公社) 沖縄被害者支援ゆいセンターの現状等

(1) 設立経緯、体制、相談件数、財政状況等

(2) 関係機関との連携による支援事例

2 課題

(1) 島嶼県であるがゆえの被害者支援の実情と困難性

ア 地域が狭いため相談しにくい環境

イ 離島における被害者を支援するための体制、財政面での困難性

(支援に伴う旅費等の経費をゆいセンターが負担せざるを得ない現状)

(2) 広報啓発の困難性

被害者支援に関する関心の低さ、

(誰も、自分や関係者が被害に遭うことを想定しないし、報道があっても、一過性であり、所詮他人事、当事者のみが孤立してしまう現状。)

3 備考

・被害者支援条例の制定 令和4年7月29日施行

・見舞金制度の施行 令和6年 ○月○日施行 ( )